

お知らせ information

お知らせ

戦没者などのご遺族の皆さんへ
 特別弔慰金の請求を受け付けています。

戦没者などのご遺族に対して国としてあらためて弔慰の意を表すため、次とおり特別弔慰金の請求を受け付けています。

◆支給対象者

平成27年4月1日（基準日）現在で「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」を受け方がいない場合、次の(1)から(4)の順番のうち、先順位のご遺族1人に支給されます。

(1) 基準日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

(2) 戦没者などの子

(3) 戦没者などの①父母②孫

③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時に生計関係を有していたことなどの要件により、順番が入り替わります。

(4) (1)から(3)以外の戦没者

などの三親等以内の親族（おい・めいなど）

※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限りません。

◆支給内容

額面25万円（5年償還の記名国債）

◆請求期限

平成30年4月2日(月)まで
 ※請求期限を過ぎると、受給できなくなりますのでご注意ください。

☎健康福祉課

72-6934

児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者の皆さんへ ～現況届の提出をお忘れなく！～

「児童扶養手当」と「特別児童扶養手当」を受給されている方は、毎年1回現況届の提出が義務付けられています。これは、受給者の所得状況や児童の養育状態など、受給資格を満たしているかを確認するためのものです。

下表の日程で受け付けていますので忘れずに提出してください。現況届を提出しないと、8月分以降の手当が支給されませんのでご注意ください。

受給者には個別に通知していますので、必要書類を確認の上、提出してください。

対象手当	受付日	受付時間	受け付け・問い合わせ先
児童扶養手当	8月21日(月)から 8月23日(水)まで	午前9時から 午後7時まで	子育て支援課 (子育て世代包括支援センター) ☎72-2212
特別児童扶養手当	8月21日(月)・22日(火)	午前9時から 午後5時まで	健康福祉課 ☎72-6934
	8月23日(水)	午前9時から 午後7時まで	

※上記日程で提出できない場合には、8月31日(木)までに受付先に必ず提出してください。